

よくあるお問い合わせ(FAQ) 埼玉県

<申込書類・使用量証明書について>

Q1. 事業所名を伝えれば、事業所内の全てのガスメーターの使用量証明書を発行してもらえますか？

A1. このたびの「目標設定型排出量取引制度」における「事業所」の範囲について、弊社として特定することができかねます。また、各ガスメーターのご使用者が異なる場合もあり、お客さま(証明書発行のご請求者)に対象となるガスメーター(お客さま番号)をご指定の上、お申込み頂くことをお願いしております。

Q2. 「ガス契約者名義」欄には「ご使用者名義(ガス検針票等に記載のお名前)をご記入ください」とありますが、「ガス契約者名義」と「ご使用者名義」が異なる場合は、どちらを記載するのですか。

A2. 「ご使用者名義」をご記入ください。

Q3. 検証機関には、「ガス使用量に関する証明書」ではなく「検針票」を提示することで足りるのでしょうか？

A3. 当社が毎月発行しております「検針票」の提示で可能です。

Q4. 申込書類は、東京ガス株式会社 情報開示センターへのFAX送付でもよいのでしょうか？

A4. お客さま情報保護と申込書類の押印確認の観点から、FAXの取り扱いはいたしません。

Q5. 書式A-1(A-2)、Bに添付する本人証明書類は、申し込みの度ごとに添付が必要ですか？

A5. 必要です。

Q6. 以前に「ガス使用量のデータ開示承諾書」原本を提出しましたが、使用者(または代理人)の名称(商号)が変更になりました。申込時に新たな承諾書原本を再度提出する必要があるのですか？

A6. お手数ですが、承諾書の再提出をお願いいたします。承諾書の記載内容に変更が生じた場合は、最新の内容で承諾書の再提出をお願いします。

<費用について>

Q7. 証明書発行に必要な費用は「税込み」ですか？

A7. 税込みです。

Q8. 証明書発行に必要な費用は、依頼の都度必要ですか？

A8. ご依頼の都度、必要となります。

<本人証明について>

Q9. 本人証明書として「検針票のコピー」とありますが、いつの検針票が必要ですか？

A9. 開示請求対象となるご使用場所の検針票のコピーであれば、検針年月の指定はありません。

Q10. 添付する印鑑登録証明書に記載された名義が「ご使用者名義」と異なる場合はどのようにすればよいですか？

A10. 印鑑登録証明書を本人証明として提出せず、使用場所で使用者名義の確認の取れる検針票や領収書などのコピーを本人証明書類としてご提出ください。

ご使用者名義と印鑑登録証明書の名義が異なる場合は、本人証明書類とはなりません。ガスのご使用場所で使用者名義を確認できる証明書類(検針票や領収書などのコピー)のご提出をお願いします。

<代理人を通じた申請について>

Q11. ビルオーナーとしてテナントを含む建物内すべてのガス使用量証明を発行してもらうときに、なぜテナントの「承諾書」が必要なのですか？

A11. 弊社にはお客さまの情報を適切に管理する責務があり、保有するお客さま情報について開示をご希望される場合には、お客さま(ガス使用者)ご本人からのお申し出であることを確認した上で、法令等に基づく合理的な範囲内において対応させて頂いております。したがって、ビルオーナー様がテナント様を含めたガス使用量証明の発行をご希望される場合は、ビルオーナー様はテナント様の代理人として情報開示の申請をして頂く必要があります。その際は、代理人への情報開示についてテナント様ご本人が承諾されていることが分かる書類のご提出をお願いしております。お手数をおかけしますが、ご理解頂きますようお願い致します。

<検針期間について>

Q12. 埼玉県地球温暖化対策推進条例の対応をするために、毎月1日から月末までの使用量が把握できるよう、検針期間を変更できないでしょうか？

A12. できません。しかし、検針期間の変更を伴わずに、対応は可能です。

埼玉県の「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源CO₂ 排出量算定ガイドライン」にて、「年間燃料等使用量は各年度の4月～3月分の購買伝票等の合計値とする。つまり、検針日が月途中であるために、請求された燃料等使用量が月始から月末の期間の燃料等使用量を示していない場合も、各月の購買伝票等に示された数値を合計した値を年間燃料等使用量とする。」とされています。